

○厚生労働省告示第百五十九号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（酸素及び窒素の価格の一部改正）

第一条 酸素及び窒素の価格（平成二年厚生省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価(平成三十年一月一日から令和元年九月三十日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百分の八十を乗じて得た額の一元未満の端数を四捨五入した額)を当該酸素の撰氏三十五度、一気圧における容積(単位 リットル)で除して得た額の一銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあつては、別に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価(平成三十年一月一日から令和元年九月三十日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百分の八十を乗じて得た額の一元未満の端数を四捨五入した額)を当該酸素の撰氏三十五度、一気圧における容積(単位 リットル)で除して得た額の一銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあつては、別に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p>

4
5 イ・ロ
(略) (略)

4
5 イ・ロ
(略) (略)

（健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）

第二条 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十年厚生省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、別表の上欄に掲げる病院又は診療所の従業者の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。ただし、人口五万人未満の市町村であつて第一号から第三号までに掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域又は第四号に掲げる地域に所在する病院若しくは診療所（医師、歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの（当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して届け出たもの）に限る。）その他人員の確保が困難と厚生労働大臣が認めた病院若しくは診療所に係る基準は、当該病院又は診療所の従業者の人員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、別表の上欄に掲げる病院又は診療所の従業者の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。ただし、人口五万人未満の市町村であつて第一号から第三号までに掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域又は第四号に掲げる地域に所在する病院若しくは診療所（医師、歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの（当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して届け出たもの）に限る。）その他人員の確保が困難と厚生労働大臣が認めた病院若しくは診療所に係る基準は、当該病院又は診療所の従業者の人員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成十一年厚生省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七
条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項
第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成
十年政令第四百十二号）第二十二号の五第二号及び第二十九号の五
第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の
地域が次のいずれかに該当することとする。

一（五）（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第
二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の
規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十
七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域
の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九
号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人
口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によ
り、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第
四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス、法第
四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（地域
密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。）、法第四十
六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一
項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一
項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第
二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二
第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第
五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条
第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の確保が著しく

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七
条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項
第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成
十年政令第四百十二号）第二十二号の五第二号及び第二十九号の五
第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の
地域が次のいずれかに該当することとする。

一（五）（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第
二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の
規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十
七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域
自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項
に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であ
ること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条
第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第
二号に規定する基準該当居宅サービス、法第四十二条の二第一
項に規定する指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福
祉施設入居者生活介護を除く。）、法第四十六条第一項に規定
する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第一号に規定す
る基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス及び法第五十四条第一項第二号に規定する基
準該当介護予防サービス、法第五十四条の二第一項に規定する
指定地域密着型介護予防サービス並びに法第五十八条第一項に
規定する指定介護予防支援及び法第五十九条第一項第一号に規
定する基準該当介護予防支援の確保が著しく困難であると認め

困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの

られる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第四条 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域は、人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 第二条第一項に規定する過疎地域</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域は、人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号) 第二条第一項に規定する過疎地域</p>

（基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正）

第五条 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一〇 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p>	<p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一〇 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p>

（訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部改正）

第六条 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号

）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第三 訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>第五 経過措置</p> <p>一 令和二年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1から3までに係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和三年三月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに該当するものとみなす。</p> <p>二 令和三年三月三十一日において現に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域については、令和四年三月三十一日までの間に限り、第三第六号に規定する過疎地域とみなす。</p>	<p>第三 訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>第五 経過措置</p> <p>一 令和二年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1から3までに係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和三年三月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに該当するものとみなす。 (新設)</p>

（厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の一部改正）

第七条 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三 別表第二に規定する地域は、人口五万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>一 〇五 (略)</p> <p>六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和三年法律第十九号) 第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>七 (略)</p>	<p>別表第三 別表第二に規定する地域は、人口五万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>一 〇五 (略)</p> <p>六 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>七 (略)</p>

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第八条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第四 在宅医療</p> <p>一 四の三の二 (略)</p> <p>四の三の三 在宅患者訪問看護・指導料の注14 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)</p> <p>に規定する厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>(6) (略)</p> <p>四の三の四 八 (略)</p> <p>第十 精神科専門療法</p> <p>一 一の八 (略)</p> <p>一の九 精神科訪問看護・指導料の注12に規定する厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>(6) (略)</p> <p>一の十 五 (略)</p> <p>第十七 経過措置</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 令和三年三月三十一日において現に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域は、令和四年三月三十一日までの間に限り、第四第四号の三の三(5)又は第十第一号の九(5)に規定する過疎</p>	<p>第四 在宅医療</p> <p>一 四の三の二 (略)</p> <p>四の三の三 在宅患者訪問看護・指導料の注14 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)</p> <p>に規定する厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>(6) (略)</p> <p>四の三の四 八 (略)</p> <p>第十 精神科専門療法</p> <p>一 一の八 (略)</p> <p>一の九 精神科訪問看護・指導料の注12に規定する厚生労働大臣が定める地域</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>(6) (略)</p> <p>一の十 五 (略)</p> <p>第十七 経過措置</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

地域とみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部改正）

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する
省令附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七
十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供するための施設であつて、次に掲げるものを整備する事業</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域において同法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて整備されるもの</u></p> <p>ト（略）</p> <p>十一（略）</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供するための施設であつて、次に掲げるものを整備する事業</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域において同法第六条第一項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるもの</u></p> <p>ト（略）</p> <p>十一（略）</p>

(厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部改正)

第十条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年厚生労働省告示第八十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注1、注2及び注5、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注4、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福祉用具貸与費の注2、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

改正前

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注1、注2及び注5、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注4、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福祉用具貸与費の注2、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注8並びに介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注5の厚生労働大臣が別に定める地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十号）に規定する地域を除いた地域

イ（二）（略）

ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年

法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通所介護費の注7、通所リハビリテーション費の注6並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注6、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8、夜間対応型訪問介護費の注6、認知症対応型通所介護費の注8、小規模多機能型居宅介護費の注9、複合型サービス費の注8及び地域密着型通所介護費の注9、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注2、介護予防福祉用具貸与費の注3、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注5及び介護予

単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注8並びに介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注5の厚生労働大臣が別に定める地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十号）に規定する地域を除いた地域

イ（二）（略）

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第

二条第一項に規定する過疎地域

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通所介護費の注7、通所リハビリテーション費の注6並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注6、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8、夜間対応型訪問介護費の注6、認知症対応型通所介護費の注8、小規模多機能型居宅介護費の注9、複合型サービス費の注8及び地域密着型通所介護費の注9、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注2、介護予防福祉用具貸与費の注3、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注5及び介護予

防小規模多機能型居宅介護費の注9並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注6及び通所型サービス費の注2の厚生労働大臣が別に定める地域

次のいずれかに該当する地域

イ ち (略)

リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

ヌ (略)

防小規模多機能型居宅介護費の注9並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注6及び通所型サービス費の注2の厚生労働大臣が別に定める地域

次のいずれかに該当する地域

イ ち (略)

リ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

ヌ (略)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4及び第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の1の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>十 (略)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4及び第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の1の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>十 (略)</p>

（厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第十二条 厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表の
ように改正する。

改正後

改正前

<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注3、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注1、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数の居宅介護支援費の注1、注2及び注4、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注5、夜間対応型訪問介護費の注4、小規模多機能型居宅介護費の注7及び複合型サービス費の注6、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6、介護予防訪問リハビリテーション費の注3、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注1、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7並びに介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注3、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注1、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数の居宅介護支援費の注1、注2及び注4、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注5、夜間対応型訪問介護費の注4、小規模多機能型居宅介護費の注7及び複合型サービス費の注6、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6、介護予防訪問リハビリテーション費の注3、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注1、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7並びに介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域</p>
---	---

一〇五 (略)

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）
第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの

一〇五 (略)

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）
第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第十三条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 (略)</p>

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第十四条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十七年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 (略)</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から適用する。

(酸素及び窒素の価格に関する経過措置)

第二条 令和三年三月三十一日において過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当した地域（以下「旧過疎地域」という。）は、令和四年三月三十一日までの間に限り、第一条の規定による改正後の酸素及び窒素の価格第三項第二号に掲げる過疎地域とみなす。

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域に関する経過措置）

第三条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第四条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域第四号に掲げる過疎地域とみなす。

(基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等に関する経過措置)

第四条 旧過疎地域は、令和四年三月三十一日までの間に限り、第五条の規定による改正後の基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等第三第十一号(6)に掲げる過疎地域とみなす。

（厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に関する経過措置）

第五条 旧過疎地域に所在する保険医療機関（令和三年三月三十一日において、医師又は歯科医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）は、第七条の規定による改正後の厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法別表第三第六号に掲げる過疎地域に所在する保険医療機関とみなす。

（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に関する経過措置）

第六条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号ホ及び第二号リに掲げる過疎地域とみなす。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域に関する経過措置）

第七条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域第九号に掲げる過疎地域とみなす。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域に関する経過措置）

第八条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域第九号に掲げる過疎地域とみなす。

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域に関する経過措置）

第九条 旧過疎地域は、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域第九号に掲げる過疎地域とみなす。